令和7年度

すながわ 健康ポイント事業

～対象事業実施団体の申請を受付けます！～

【対象事業実施団体とは・・・】

年間を通して月１回以上、おおむね１回１時間以上の運動を継続し、健康づくりに取り組む団体のことで、対象事業実施団体として登録申請ができます。承認を受けた場合、当該団体が行う健康づくり事業をポイント対象事業として登録し参加者には１ポイントを付与します。

ご希望される団体の代表の方は、ふれあいセンター窓口で申請をしてください。

※申込期限：4月30日まで

▼対象事業実施団体申請の流れ▼

ふれあいセンター窓口で申請（代表の方）

↓

承認を受ける　承認

※対象事業実施団体としてポイント付与

▼申請書はこちらから
ダウンロードできます

▼健康ポイント事業参加の流れ▼

対象：　18歳以上の砂川市民（令和8年3月末現在）

参加方法：①アプリ　②ポイントカードのいずれかを選択

①アプリで参加

▼「オアリパ+」をダウンロードして健康ポイント事業に参加申込

iPhone用　Android用

アプリで参加すると
初回１ポイント獲得！

②ポイントカードで参加

ふれあいセンター窓口　または
インターネットで参加申込

▼申込フォーム

※ポイントカードはふれあいセンターでのお渡しになります

特典

10ポイントためると
商品券（1500円分）

ポイント付与期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

お問合せ先　砂川市ふれあいセンター　☎52-2000
（8:30～17:15　土・日・祝除く）

対象事業一覧

・ふれあいセンターで受診した場合以外は健（検）診の結果の写しを提供してください

アプリ参加初回特典		アプリで健康ポイント	1

健（検）診系【最大10ポイント】		運動系【最大4ポイント】		
国保特定健診	3	総合体育館　もしくは　海洋センター		1
後期高齢者健診	3	総合体育館	ゆったり ノルディックウォーキング教室 5月28日(水）・9月24日（水）予定	各1
若年者・産後生活習慣病予防健診	3	総合体育館	歩くスキー	1
職場の健診 （特定健診の基準を満たす検査）	3	各種講座などの活動	太極拳	1
簡易検査 （特定健診の基準を満たさない検査）	2	各種講座などの活動	健康体操	1
がん検診 （胃・肺・大腸・前立腺・乳・子宮）	各2	各種講座などの活動	社交ダンス	1
ピロリ菌検査	2	各種講座などの活動	フォークダンス	1
エキノコックス症検診	2	各種講座などの活動	リズムウォーキング	1
歯科健（検）診（治療中も含む） *受診したことが分かる書類を持参	2	各種講座などの活動	いきいきシニアプログラム （通年型介護予防教室）	1
血圧測定記録（1か月以上記録）	1	各種講座などの活動	対象事業実施団体の活動★	1
体重測定記録（1か月以上記録） （指定用紙または自身で記録したもの）	1	いきいき体操の動画（アプリのみ）		1

講座系　【最大2ポイント】			
市民大学 ①5月27日 「知って備える！もしものときのがん講座」 ②7月22日 「老いても若くても認知症とともに生きる」	各1	市民健康フォーラム 8月9日 （認知症疾患医療センター）※テーマ未定	1
がんの市民講座　　年2回開催 ※時期未定	各1	公民館講座 ・7月11日、18日、25日、8月1日、8日 「リズム体操」 ・9月3日、10日、17日、24日、10月1日 「吹き矢で健康増進！」	各1
広報「健康だより」「特集記事」 年8回予定（アプリのみ）	各1		

※事業詳細・実施日未定の事業は決定次第、広報・ホームページでお知らせいたします。

★対象事業実施団体

月1回以上、おおむね1回1時間以上の運動を継続し健康づくりに取り組んでいる団体として申請後、承認された団体の活動が対象となります

※注意事項

・対象事業への参加時は必ずスマートフォンもしくはポイントカードをお持ちください。
持参されない場合は、ポイントを付与することが出来ません。ただし、ふれあいセンター以外での健（検）診結果をふれあいセンターに提出（写し）した場合は、ポイントを付与します。

・アプリ、ポイントカードの不正使用があった場合、ポイントは無効になります。

・カードを紛失した場合、ふれあいセンターで再発行の申請をしてください。すでに付与されたポイントは無効になります。